

唐津線・筑肥線の利活用促進事業費補助金 募集要項

1 補助金の目的

当県では、利用者が低迷する唐津線及び筑肥線の利用促進を図るため、沿線自治体を中心とした活動体制づくりに取り組んでいる。本補助金においては、鉄道を活用した観光誘客や地域活性化、地域住民の日常的な鉄道利用の促進に資する取組を支援することにより、唐津線・筑肥線の利活用の促進を図ることを目的とする。

2 応募資格

補助金の対象者（以下「補助事業者」という。）は、唐津線及び筑肥線の沿線地域に所在する自治体、学校等並びに当該地域内で活動を行う地域団体等とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 公益を害するおそれのある者
- (2) 同一事業について、補助金又はこれに類する金銭の交付を受けている団体
- (3) その他上記の趣旨に適合しないと認められる者

3 対象事業

補助金を交付する対象事業は、補助事業者が取り組む次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 唐津線・筑肥線における鉄道を活用した観光誘客や地域活性化に資する事業
- (2) 唐津線・筑肥線における地域住民の日常的な鉄道利用の促進に資する事業

4 補助対象経費及び補助率等

別表1のとおりとする

5 対象期間

補助金の交付決定を行った日から令和4年1月31日までとする。

6 応募の手続き

(1) 提出書類

- ・補助金応募用紙
- ・誓約書

(2) 募集期間

令和3年10月8日（金）～令和3年10月22日（金）17時まで

(3) 応募先・問い合わせ先

募集期間内に下記あて(1)の書類を、郵送(必着)又は持参により提出

〒840-8570

佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁新館7階 佐賀県地域交流部交通政策課 杉町

TEL: 0952-25-7341 FAX: 0952-25-7142

e-mail: koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp

7 事業の採択

本事業の採択件数は、予算の都合上、4件程度とする。

募集期間の終了後、審査会を設け、応募いただいた内容について、別紙に定める「審査基準」に従って総合的に審査を行い採択の可否を決定する。

採択の可否については、全応募者に文書で通知する。

8 留意事項

- (1) 補助金の交付及び条件は、別に定める「唐津線・筑肥線の利活用促進事業費補助金交付要綱」に基づきます。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (4) 原則として、補助金の交付決定日より前に契約、発注を行った事業は対象となりません。
- (5) 審査の結果、採択されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止します。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助 上限額
①唐津線・筑肥線における鉄道を活用した観光誘客や地域活性化に資する事業	(1)唐津線・筑肥線における鉄道を活用した観光誘客や地域活性化に資する事業に要する経費 (2)その他知事が必要と認める経費 【例】 (1)地域の体験プログラム等を活用した鉄道旅行商品の開発に係る経費 (2)観光列車の誘客力向上のための地域イベントの企画・運営に係る経費	・補助対象が自治体の場合 2分の1 ・上記以外の場合 3分の2	20万円
②唐津線・筑肥線における地域住民の日常的な鉄道利用の促進に資する事業	(1)唐津線・筑肥線における地域住民の日常的な鉄道利用の促進に資する事業に要する経費 (2)その他知事が必要と認める経費 【例】 (1)鉄道利用を促進するための駅前マルシェの企画・運営に係る費用 (2)地域住民を対象としたパークアンドライド実証事業費用	・補助対象が自治体の場合 2分の1 ・上記以外の場合 3分の2	20万円

備考

- 1 補助上限額は、1団体当たりの額とする。
- 2 補助額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 使途、単価、数量等が明確に確認できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする経費
 - (6) 出資・出損・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (7) その他知事が不相当と認める経費